

## 2

## 臨床疑問に対する基本的な考え方

## ▶ 臨床疑問 27

意思決定能力のある患者の真摯で、任意、かつ自発的な意思に従って輸液を行わない（減量・中止する）ことは、法的に許されるか？

## 考察

①医学的治療や検査を尽くし、当該疾病を専門とする他の医師の意見も聞いたうえで、回復の見込みがなく死期が迫っていると合理的に判断され、②患者に対して十分な情報が提供されるとともに十分な説明が行われ、かつ、③それを正しく理解し、適切に判断できると考えられる患者が任意かつ真意に基づく意思を表明していると判断できる場合、法的責任を問われない可能性もある。

## ▶ 臨床疑問 28

現在、患者に意思決定能力がないが、以前意思決定能力があったときに任意かつ真意に基づく患者の意思がある場合、以前の意思表示に従って輸液を行わない（減量・中止する）ことは、法的に許されるか？

## 考察

①医学的治療や検査を尽くし、当該疾病を専門とする他の医師の意見も聞いたうえで、回復の見込みがなく死期が迫っていると合理的に判断され、②患者に対して十分な情報が提供されるとともに十分な説明が行われていることが前提となる。そのうえで、患者の事前意思が記録化されているもの（リビング・ウィルなど）や、同居家族など患者の生き方・考え方をよく知る者による患者意思の合理的推測から、③患者の真意と一致すると考えられる場合、法的責任を問われない可能性もある。

**▶ 臨床疑問 29**

**現在、患者に意思決定能力がないが、輸液を行わないことに関する事前の本人の明確な意思があるなかで、それに一致しない治療を家族が希望する場合、家族の意思に従った輸液療法を選択することは、法的に許されるか？**

**考察**

家族の意思よりも本人の意思が尊重されるべきであるから、家族の意思のみを理由に輸液を行うことは好ましくない。しかし、本人の意思に反してでも輸液を行うべき場合があることについては、臨床疑問 27 および 28 のとおりである。よって、家族の意思に配慮しつつも本人の意思を中心として慎重な検討を行うことが望ましい。

**▶ 臨床疑問 30**

**現在、患者に意思決定能力がなく本人の従前の意思も明確でない場合に、家族の意思に従った輸液療法を選択することは、法的に許されるか？**

**考察**

家族の意思だけで治療方法を決定すべきでないことについては臨床疑問 29 のとおりである。臨床疑問 27 において記載したとおり、輸液を中止できる場合は例外的ケースであるから、患者の意思が不明確である場合は原則として輸液を行うべきと考えられる。